

はだのクリーンセンター保全整備・運営事業
要求水準書【長期包括運営業務委託編】（案）

令和8年9月1日（火）

秦野市伊勢原市環境衛生組合

<目次>

1	計画概要.....	1
(1)	一般概要.....	1
(2)	業務の名称.....	1
(3)	業務の場所.....	1
(4)	業務の内容.....	1
(5)	対象施設.....	1
(6)	委託期間.....	1
2	本委託の関連図書.....	3
3	一般事項.....	3
(1)	基本方針.....	3
(2)	運営維持管理.....	3
(3)	運転管理.....	3
(4)	発注者の検査.....	4
(5)	マニュアル及び計画書の作成.....	4
(6)	基本性能.....	4
(7)	ごみ・搬出物等.....	4
(8)	公害防止条件.....	4
(9)	用役条件.....	5
(10)	事故発生時の対応.....	5
(11)	災害発生時等の発注者への協力.....	5
(12)	運転教育.....	5
(13)	保険.....	5
4	事業期間終了時の取扱い.....	6
(1)	性能確認.....	6
(2)	引継ぎ等への協力.....	6
5	運営・維持管理体制.....	7
(1)	組織計画.....	7
(2)	労働安全衛生・作業環境管理.....	8
(3)	防火管理.....	9
(4)	連絡体制.....	9
(5)	施設警備・防犯体制.....	9
(6)	見学者対応.....	9
(7)	住民対応.....	10
(8)	帳票類の管理.....	10
6	搬入管理業務.....	11
(1)	受付管理.....	11
(2)	受付時間.....	11

(3) 搬入管理.....	11
7 運転管理業務.....	12
(1) 運転管理体制.....	12
(2) 運転条件.....	12
(3) 搬入物の性状分析.....	12
(4) 展開検査.....	12
(5) 適正処理.....	13
(6) 適正運転.....	13
(7) 焼却灰等・処理不適物の引渡し.....	13
(8) 搬出物の性状分析.....	13
(9) 消耗品・用役等の調達.....	13
(10) 消耗品・用役等の管理.....	13
(11) 場内の安全管理.....	13
(12) 運転計画の作成.....	14
(13) 運転管理マニュアル.....	14
(14) 運転管理記録の作成.....	14
8 維持管理業務.....	15
(1) 施設の機能維持.....	15
(2) 点検・検査.....	15
(3) 維持補修.....	16
(4) 保全計画及び整備計画の見直し・策定.....	17
(5) 精密機能検査.....	17
(6) 施設の保全.....	17
(7) 改良保全.....	17
9 環境管理業務.....	18
(1) 環境保全.....	18
(2) 環境保全計画.....	18
(3) 作業環境管理基準.....	18
(4) 作業環境管理計画.....	18
10 情報管理業務.....	19
(1) 運転記録報告.....	19
(2) 点検・検査報告.....	19
(3) 補修報告.....	19
(4) 環境管理報告.....	19
(5) 作業環境管理報告.....	19
(6) 施設情報管理.....	19
(7) その他管理記録報告.....	20
11 余熱利用業務.....	21

(1) 基本事項.....	21
(2) 場内への供給.....	21
(3) 場外への供給.....	21
12 防災管理業務.....	22
(1) 二次災害の防止.....	22
(2) 事故対応マニュアル.....	22
(3) 緊急対応マニュアル.....	22
(4) 自主防災組織の整備.....	22
(5) 防災訓練の実施.....	22
13 その他関連業務.....	23
(1) 清掃.....	23
(2) 植栽管理.....	23
(3) 周辺管理.....	23
(4) 防犯・警備.....	23
(5) 展示品維持管理.....	23
別紙 1 主要な業務.....	24
別紙 2 運営・維持管理業務エリア図.....	30
別紙 3 本施設の運営に関わるユーティリティの費用負担.....	31
別紙 4 本施設の稼動に係る計測項目（環境保全計画）.....	32
別紙 5 性能未達の場合の対応.....	34
別紙 6 本施設の稼働に係る計測項目（作業環境管理計画）.....	36
別紙 7 清掃範囲について.....	37
別紙 8 はだのクリーンセンター施設内樹木一覧.....	42
別紙 9 機械警備範囲について.....	43
別紙 10 展示品維持管理業務について.....	44

「はだのクリーンセンター保全整備・運営事業 要求水準書【長期包括運営業務委託編】（以下「本書」という。）」は、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「発注者」という。）が発注する、はだのクリーンセンター長期包括運営業務委託（以下「本委託」という。）に適用し、本委託を担う事業者（以下「施設運営事業者」という。）に対して、発注者が要求する業務の水準を示すものである。

本要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設を適正に運営・維持管理するために必要なものについては、発注者の承諾を得て全て施設運営事業者の責任及び負担において補足・完備すること。

なお、本要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。

1 計画概要

(1) 一般概要

本委託は、発注者が設置する「はだのクリーンセンター（以下「本施設」という。）」について、事業期間にわたり基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理するものである。

(2) 業務の名称

はだのクリーンセンター長期包括運営業務委託

(3) 業務の場所

神奈川県秦野市曾屋 4624 番地

(4) 業務の内容

本委託は、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、余熱利用業務、防災管理業務及びその他関連業務からなる。

主要な業務は、別紙 1 に示すとおりである。

(5) 対象施設

表 1 に示すとおりである。

また、本委託における運営・維持管理業務エリア図は、別紙 2 に示すとおりである。

(6) 委託期間

運営準備期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

本委託期間 令和 10 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日まで（15 年間）

表1 本委託の対象施設

施設名称		はだのクリーンセンター
施設設置者		秦野市伊勢原市環境衛生組合
施設所在地		神奈川県秦野市曾屋 4624 番地
敷地面積		約 34,600 m ²
建築面積		約 4,600 m ²
延床面積		約 12,600 m ²
建築 仕様	工場棟構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
焼却対象物		可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
処理方式		全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力		200 t/24h (100 t/24h・炉×2基)
建設年月		着工 平成 22 年 2 月 竣工 平成 25 年 1 月
工場棟	受入・供給設備	ピット&クレーン
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	乾式有害ガス除去設備＋活性炭吹込＋ろ過式集じん器＋触媒脱硝設備
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電設備 3,820 kW (工事前) ※工事後の発電能力は応募者の提案による 場内の給湯 場外への高温水供給 (名水はだの富士見の湯)
	給水設備	生活用 上水 プラント用 井水、上水
	排水処理設備	プラント排水 場内循環利用 (無放流) 生活排水、洗車排水、プラットホーム排水等 下水道放流
	飛灰処理設備	薬剤処理
	電気設備	特別高圧受電方式
	計装設備	分散型制御システム
構成施設		工場棟、特別高圧受変電棟、収集職員休憩スペース、旧管理棟

2 本委託の関連図書

- (1) 運營業務委託契約書
- (2) 本書
- (3) 工事請負事業者及び施設運営事業者が提出した提案書類
- (4) その他、本事業の実施において必要とするもの

3 一般事項

(1) 基本方針

本委託の主旨を十分理解し、次の基本方針を遵守すること。

- ア 本施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処理を行うこと。
- イ 本施設の安全性を確保すること。
- ウ 二酸化炭素排出量の削減に努めつつ、環境への負荷軽減を図ること。
- エ 本施設を安定的に稼働させること。
- オ 経済性を考慮しつつ、効率的かつ合理的に一体的な運営管理を行うこと。

(2) 運営維持管理

- ア 本施設の基幹的設備改良工事（以下「本工事」という。）の期間中は、1 炉運転又は2 炉停止期間が生じるため、搬入ごみの外部搬出を行う計画である。施設運営事業者は、外部搬出量の削減に努めた操炉計画を策定すること。
- イ 外部搬出に際しては、ごみクレーンによる積替えを行うこと。
- ウ 発注者が外部搬出用の積替えコンテナを場内に保管する場合、法令に従い十分な防音、防臭対策を行うこと。
- エ コンテナの場内保管場所は、コンテナの輸送車両の動線を考慮し、コンテナ搬出時は本施設の稼働に影響を与えないようにすること。

(3) 運転管理

本施設の運転は、原則として遠隔集中監視制御方式とし、極力自動化を図ること。

また、安全かつ快適な作業環境の下で、常に性能を発揮させ、施設の稼働に伴う環境汚染の防止を図ること。

ア フェイルセーフ

本施設の運転管理は、安全を最優先とし、異常時においても安全側に作動するフェイルセーフの原則を基本として実施すること。

イ 使用機器

頻繁な監視・点検・分解・清掃・部品交換・注油・調整等が必要な機器及び調達が困難な機器の使用は避けること。

ウ 注油箇所

多数の注油箇所がある機器装置は、必要に応じて集中手動注油機構を設けること。

(4) 発注者の検査

発注者が施設運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立入検査を行う際は、その監査、検査に協力し、要求された資料等を速やかに提出すること。

(5) マニュアル及び計画書の作成

本委託の履行上、必要なマニュアル及び計画書については、令和10年3月1日までに発注者へ提出すること。

(6) 基本性能

本要求水準書に示す基本性能とは、施設竣工時において本施設の各設備が備え持つ施設としての機能であり、かつ本工事を担う事業者（以下「工事請負事業者」という。）が納める完成図書、実施設計図書及び承諾図書等において保証される内容である。

(7) ごみ・搬出物等

ア 処理対象ごみ

処理対象ごみと搬出物は、表2に示すとおりである。

表2 処理対象ごみと搬出物

項目	内容
処理対象ごみ	①可燃ごみ ②可燃性粗大ごみ ※上記のほか、発注者が必要と認めたものを処理する場合がある。
搬出物	①焼却灰 ②飛灰処理物及び飛灰 ③処理不適物

イ 計画ごみ質

処理対象ごみの計画ごみ質は、はだのクリーンセンター保全整備・運営事業 要求水準書【総則編】（以下「総則編」という。）の「11 (2) イ 計画ごみ質」のとおりとする。

(8) 公害防止条件

本施設の公害防止条件は、総則編の「11 (7) 公害防止基準」のとおりとする。特に、停炉が長期に及ぶ本工事の期間中は、脱臭装置の性能維持に留意すること。

(9) 用役条件

本施設における用役条件は次に示すとおりである。

なお、これらの費用負担については、別紙3に示すとおりとする。

ア 用水

(ア) 生活用水 上水

(イ) プラント用水 井水（ボイラ用水については上水）揚水量 73.44 m³/日以内

(ウ) 排水 プラント排水 場内再利用
生活排水、洗車排水、プラットホーム排水等 下水道放流

イ 電力

交流 三相 3線式 66 kV 50Hz 2回線受電

ウ 燃料

白灯油、LPG

エ 薬剤

ボイラ設備用薬品、排ガス処理設備用薬品、飛灰処理設備用薬品、排水処理設備用薬品、脱臭設備用薬品

(10) 事故発生時の対応

受注者は、緊急対応マニュアル（「事故対応マニュアル作成指針 環境省 平成18年12月」参照）を作成し、万一の事故発生時には適切な対応を行うこと。

(11) 災害発生時等の発注者への協力

震災その他不測の事態により、P.12に示す計画搬入量（7（2）ア 年間処理量）を超える多量の廃棄物等が発生し、その処理・処分を発注者が実施する場合は協力すること。

(12) 運転教育

本施設の運転に関して、発注者と協議の上、運転教育計画を作成し、運転員に対する必要な運転教育を実施すること。

また、必要に応じて工事請負事業者から技術支援を受けること。

(13) 保険

委託期間を通して本委託の履行上必要な保険（本施設の火災保険を除く。）に加入すること。保険金額等については、施設運営事業者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、発注者と協議の上決定すること。

4 事業期間終了時の取扱い

(1) 性能確認

発注者と施設運営事業者は、事業期間中の本施設の稼働状況や設備の状況を踏まえ、事業期間終了の5年前から本事業の継続等について協議を行う。当該協議の結果、本事業を継続することとなった場合は、発注者と施設運営事業者で事業期間終了時の本施設の性能確認について協議を行う。

施設運営事業者は、発注者との協議の結果を基に、事業期間終了時の本施設の性能を確認するために必要な検査を実施すること。

当該検査の結果に基づき本施設が必要な性能を満たしていると発注者が認めた場合、事業期間終了時の性能確認が完了したものとする。

なお、当該検査の結果、本施設が事業期間終了後に要求される性能を満たしていない場合、施設運営事業者は自己の費用負担において、必要な補修その他の措置を講じること。

(2) 引継ぎ等への協力

発注者が行う事業期間終了後の施設運営方法の検討及び次期施設運営事業者への引継ぎに際し、次に掲げる事項について資料の提出その他必要な協力を行うこと。

なお、図面・資料の開示は、双方協議の上対応するものとする。

ア 所有する図面・資料の開示

イ 運営・維持管理業務に関する技術的指導及び情報提供（本委託に支障のない範囲で実施するものとし、次期施設運営事業者に対する運転指導等に係る費用は本委託に含まない。）

ウ 本委託期間中における次の項目に関する費用明細等の提出

(ア) 人件費

(イ) 運転経費

(ウ) その他（維持管理費及び用役等の調達費）

5 運営・維持管理体制

(1) 組織計画

本委託に係る人員体制として、次の事項を満たす適切な組織構成を計画すること。

ア 運営事業所長（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）又は運営事業副所長（運営事業所長の補佐を務め、不在時にはその職務を代行する者）として、秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例（平成 24 年 10 月 15 日 条例第 1 号）第 3 条（技術管理者）に定める技術管理者の要件を満たす者を配置すること。

イ 運転責任者（運営事業所長の指揮の下、運転管理、維持管理等を施設の現場で直接指揮・統括する者）として、上記要件を満たし、かつ 3 年以上の実務経験を有する者を配置すること。

ウ 第 2 種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。

なお、本委託期間中に発注者において第 2 種電気主任技術者の資格を有する者が配置された場合も、必要な業務に適切に対応すること。

エ 発注者が配置するボイラ・タービン主任技術者の補助として協力する者（3 年以上の実務経験を有する者）を配置すること。

なお、本委託期間中に発注者においてボイラ・タービン主任技術者の配置が困難となった場合は、施設運営事業者によるボイラ・タービン主任技術者の配置について発注者と協議すること。

オ その他、本委託の履行に当たり必要な有資格者については、本要求水準書に記載がなくても施設運営事業者により配置すること。

表 3 本委託に必要な資格(参考)

資格の種類
第 2 種電気主任技術者
クレーン運転士（吊り上げ荷重 5 t 以上）
危険物保安監督員（危険物取扱主任者）
酸素欠乏危険作業主任者
第 1 種圧力容器取扱作業主任者
特定化学物質等作業主任者（アンモニアガス）
荷役（フォーク車等）技能講習修了者
有機溶剤作業主任者

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

(2) 労働安全衛生・作業環境管理

本委託に係る労働安全衛生・作業環境管理として、次の事項を遵守すること。

ア 労働安全衛生法その他関係法令に基づき、労働者の安全及び健康を確保するため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者その他本委託の遂行に必要な管理体制及び組織を整備すること。

イ 整備した安全衛生管理体制について発注者に報告すること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに発注者に報告すること。

ウ 安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

エ 労働安全衛生関係法令及び厚生労働省「職場における熱中症防止のためのガイドライン（令和8年3月18日）」を遵守し、業務従事者の熱中症予防及び重篤化防止に必要な措置を実施すること。

なお、実施に当たっては、暑さ指数（WBGT 値）に基づく作業管理、健康状態の確認、休憩場所の確保並びに緊急時対応体制の整備及び運用を行うこと。

オ 作業に必要な保護具、測定器等を整備し、労働者に使用させること。

なお、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態を保つこと。

カ 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、労働者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。

キ ダイオキシン類へのばく露防止を図るため、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日付け基発第401号の2）に基づく作業指揮者を選任するとともに、必要な組織及び管理体制を整備し、その内容を発注者に報告すること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに発注者に報告すること。

ク 本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努めるとともに作業行動の安全を図ること。

ケ 安全作業マニュアルは、本施設の作業状況に応じて随時改善し、労働者に対して、その周知徹底を図ること。

コ 作業環境に関する調査・計測を行い、その結果を記載した作業環境管理報告書を発注者へ提出すること。

サ 本施設における中央制御室等の必要な個所において、表4に示す作業環境のダイオキシン類含有量の基準を順守すること。

表4 作業環境のダイオキシン類含有量の基準

項目	保証値
空気中のダイオキシン類	2.5 pg-TEQ/m ³ 未満
空気中のヒドラジン	0.13 mg/m ³ 未満

シ 日常点検、定期点検等において、労働安全衛生上の問題が判明した場合は、発注者と協議の上、施設の改善を行うこと。

ス 労働安全衛生法等の関係法令に基づき、労働者に対して健康診断を実施し、その結果を踏まえた対策を行うこと。

セ 労働者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

ソ 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。

なお、訓練の開催については、事前に発注者に報告し、発注者の参加について協議すること。

タ 場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

(3) 防火管理

ア 消防法等の関係法令に基づき、本施設の防火上必要な管理者を配置し、組織等を整備すること。

イ 整備した防火管理体制について発注者に報告すること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに発注者に報告すること。

ウ 日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上の問題が判明した場合は、発注者と協議の上、施設の改善を行うこと。特に、本施設のごみピット及びコンベヤ類については、入念な防火管理を行うこと。

(4) 連絡体制

平常時及び緊急時の発注者等への連絡体制を整備し、報告すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに発注者に報告すること。

(5) 施設警備・防犯体制

ア 場内の警備体制を整備し、実施すること。

イ 整備した施設警備・防犯体制について発注者に報告すること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに発注者に報告すること。

ウ 警備の機能を充実させるため、監視カメラによる外部入館者の監視及び録画装置による録画を行い、必要に応じてその記録を発注者に提出すること。

(6) 見学者対応

本施設の見学者については、見学受付の電話対応を含めて、専用回線を設けた上で施設運営事業者が対応すること。

なお、行政関係者による視察等については、受付を含め発注者が対応するものとするが、施設運営事業者は、実績データ等を含む資料作成や発注者が実施する説明及び案内に適宜、協力すること。

本施設の近年における施設見学の受入件数等は、表5に示すとおりである。

表5 受入件数及び延べ人数（令和5年度～令和7年度）（参考）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受入件数（件）	52	58	50
延べ人数（人）	1,377	1,594	1,646

(7) 住民対応

ア 常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得られるよう努めること。

イ 住民等から意見や要望等が出された場合、適切に初期対応を行うとともに発注者に報告し、発注者の対応に際して必要な協力を行うこと。

(8) 帳票類の管理

本施設の管理運営に必要な帳票類を整備し、管理運用すること。

なお、帳票リスト及び様式については、発注者との協議の上、決定する。

表6 帳票類の種類（参考）

No	名称	No	名称
1	職員配置表	8	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	9	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	10	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	11	給油台帳
5	受電変電設備日誌	12	備品・予備品台帳
6	試験検査日誌	13	その他必要な書類
7	ごみ処理施設維持管理状況報告	—	—

6 搬入管理業務

(1) 受付管理

ごみ搬入において、受付管理、計量業務（料金徴収業務も含む。）及び搬入車両の案内並びに誘導を行うこと。

(2) 受付時間

ア ごみ搬入における受付時間は、原則、月曜日から土曜日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

イ 原則として、日曜日により搬入する場合、年末年始、夜間等は受付を行わない。
ただし、秦野市及び伊勢原市からの要請により、市民清掃やイベントで発生したごみを搬入する必要がある場合を除く。

(3) 搬入管理

ア 本施設のプラットフォームにおいて、監視員を配置し、車両の誘導、プラットフォームの監視を行うこと。

イ 本施設に搬入される廃棄物について、受入れを行うこと。

ウ 破砕機投入前に処理不適物が混入されていないかを確認し、処理不適物を排除するよう努めること。

エ 処理不適物を発見した場合、発注者に報告し、場内の処理不適物置場へ搬入して引渡すこと。

オ 発注者が搬入車両に対して不定期に行う、プラットフォーム内での搬入検査に協力すること。

7 運転管理業務

本施設の各設備を適切に運転し、本施設の基本性能を発揮し、関係法令、本施設の公害防止条件等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、これらの費用の低減に努めること。

(1) 運転管理体制

本施設を適正に運転するために、運転管理体制を整備し、発注者に報告すること。
なお、この体制を変更した場合は、速やかに発注者に報告すること。

(2) 運転条件

次に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

ア 年間処理量

本施設の年間処理量は、約 53,000 t / 年とする。

イ 年間運転日数

本施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理することを条件とする。

ウ 運転時間

本施設の運転時間は 24 h / 日とする。

エ 施設動線

(ア) 場内の動線については、別途発注者が指示した場合は、その動線を遵守すること。

(イ) 緊急時の動線については発注者と協議すること。

オ 車両の仕様

本施設の運転・維持管理に必要な車両として、荷役車両（フォーク車等）を選定し、用意すること。

(3) 搬入物の性状分析

ア 本施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的（12 回 / 年）に分析・管理を行うこと。

イ 分析項目、方法については、「環整第 95 号（昭和 52 年 11 月 4 日）」に示される項目、方法を満たすものとする。

(4) 展開検査

ア 事業系一般廃棄物の搬入者を対象に月 1 回（3 検体）の頻度以上で抜打ちによる展開検査を行い、その結果を発注者に報告すること。

イ 対象となる収集・運搬事業者、展開検査の方法については、発注者の定める方法によるものとする。

(5) 適正処理

- ア 関係法令、本施設の公害防止条件等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- イ 本施設より回収される焼却灰等が関係法令、公害防止条件等を満たすように適正に処理すること。
- ウ 焼却灰等が上記の関係法令、公害防止条件等を満たさない場合、関係法令、公害防止条件等を満たす適正な処理を行うこと。

(6) 適正運転

本施設の運転が関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

(7) 焼却灰等・処理不適物の引渡し

- ア 本施設より発生する焼却灰等が関係法令、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認し、適切に場内に保管し、場内にて発注者又は発注者が指定する者へ引渡すこと。
- イ 処理不適物について、発注者の指示に従い場内に保管し、場内にて発注者又は発注者が指定する者へ引渡すこと。

(8) 搬出物の性状分析

- ア 本施設より搬出する焼却灰等の量について計量・管理すること。
- イ 本施設より搬出する焼却灰等の性状について定期的に分析・管理すること。

(9) 消耗品・用役等の調達

本施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した主要な消耗品・用役等の調達計画（年間調達計画）を作成し、各年度業務開始の 30 日前までに発注者へ提出すること。

(10) 消耗品・用役等の管理

調達計画に基づき調達した消耗品・用役等を常に安全に保管し、必要が生じた際に支障なく使用できるように適切に管理すること。

(11) 場内の安全管理

発注者は、工事期間中のごみの外部搬出について、受入先及び運搬に関する事項を定めた搬出計画を作成する。この搬出計画に基づき、施設運営事業者は、車両通行の安全確保の徹底及び周辺環境への影響に留意しつつ、ごみの積込み及び計量に関する必要な業務を行うこと。

(12) 運転計画の作成

- ア 年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、各年度業務開始の 30 日前までに発注者へ提出すること。
- イ 年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、前月の 15 日までに発注者に提出すること。
- ウ 作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、速やかに発注者へその旨を文書で提出すること。

(13) 運転管理マニュアル

- ア 本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理項目を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、令和 10 年 3 月 1 日までに発注者へ提出すること。
また、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- イ 策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転に合わせて随時改善すること。

(14) 運転管理記録の作成

- 各設備機器の運転データ、電気・薬剤・上水等の用役データを記録するとともに、排ガス中有害物質濃度等の連続測定値、実施した設備補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成すること。

8 維持管理業務

(1) 施設の機能維持

本施設の基本性能を本委託期間にわたり維持すること。

(2) 点検・検査

点検・検査計画に沿って、法定点検、自主点検等を実施すること。

ア 点検及び検査を効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。

イ 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査（表7 法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本委託期間を通じたもの）を作成し、点検・検査計画書を各年度業務開始の30日前までに発注者へ提出すること。

表7 法定点検項目（参考）

No.	項目	法令・通知等	点検頻度	記録の保存
1	計量器	計量法（定期検査）	2年に1回	1年以上
2	一般廃棄物 処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則（精密機能検査）	3年に1回以上	5年以上
3	クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 （年次点検） （月次点検） （性能検査）	1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回 2年以内ごとに1回	3年以上 3年以上 3年以上
4	発電用ボイラ	電気事業法 同法施行規則（定期検査）	2年に1回	5年以上
5	タービン	電気事業法 同法施行規則（定期検査）	4年に1回	5年以上
6	第1種圧力 容器	労働安全衛生法 ボイラ及び圧力容器安全規則 （定期自主点検） （性能試験）	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回	3年以上 3年以上
7	小型ボイラ 小型圧力容 器	ボイラ及び圧力容器安全規則 （定期自主点検）	1年以内ごとに1回	3年以上
8	受配電設備	電気事業法（自主点検）	保安規定に基づく	5年以上

No.	項目	法令・通知等	点検頻度	記録の保存
9	消防用設備	消防法（機能点検） 同法施行規則（総合点検）	6 か月に 1 回 1 年に 1 回	3 年以上 3 年以上
10	危険物の貯蔵所	消防法（定期点検）	3 年に 1 回	3 年以上
11	エレベーター	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 （年次点検） （月次点検） （性能検査）	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回 1 年以内ごとに 1 回	5 年以上 5 年以上 5 年以上
12	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定	—

ウ 全ての点検・検査は、運転の効率性や安全性を考慮し計画すること。

エ 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。

オ 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた期間又は発注者との協議により決定した期間は保管すること。

カ 点検・検査結果報告書を作成し、点検・検査結果が判明してから 1 か月以内に発注者に提出すること。

(3) 維持補修

維持管理業務に含まれる補修とは、事業期間にわたって施設運営事業者が本施設の基本性能を維持するために必要な設備・機器の補修である。

ア 本委託期間を通じた補修計画を作成し、令和 10 年 3 月 1 日までに発注者へ提出すること。

イ 本委託期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、各年度業務開始の 30 日前までに発注者へ提出すること。

ウ 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、各年度業務開始の 30 日前までに発注者へ提出すること。

エ 計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果に基づき本施設の基本性能を維持するための設備・機器の部分取替、調整及び更新等である。

オ 補修に際しては、補修工事施工計画書を発注者に提出すること。

カ 各設備・機器の補修に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた期間又は発注者との協議により決定した期間は保管すること。

キ 施設運営事業者が行うべき補修の範囲は次のとおりである。

(ア) 点検・検査の結果に基づき、本施設の基本性能を維持する目的での設備・機

器の部分取替、調整及び更新等

- (イ) 設備・機器が故障した場合の修理、調整
- (ウ) 再発防止のための修理、調整

(4) 保全計画及び整備計画の見直し・策定

発注者が策定した「はだのクリーンセンター保全整備計画（令和８年３月）」に基づき、必要に応じて同計画で定めた施設保全計画の見直しを行うとともに施設運営終了５年前から新たな保全整備計画の策定に関する協議を発注者で行うこと。

(5) 精密機能検査

本施設の性能確認を行うために、令和１０年度（運営初年度）を１年目と起点として計画すること。

(6) 施設の保全

本施設の照明・採光設備、給排水衛生設備及び空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。

事業敷地内の白線ライン工事（書換え・変更・書直し）を本委託期間中１回以上実施すること。対象は建屋外周及び発注者駐車場の既存の白線ライン全てとする。

法令改正に伴う照明器具の LED 化については、本工事では実施しない箇所について、施設運営事業者が適切な時期に実施すること。

なお、旧管理棟については、消防点検、電気点検その他関係法令上必要な点検を行い、発注者と協議して補修すること。

(7) 改良保全

本施設の改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を作成し、発注者と協議すること。

9 環境管理業務

(1) 環境保全

- ア 公害防止条件、関係法令等を遵守し、環境の保全に努めること。
- イ 法改正等により公害防止条件を変更する必要がある場合は、発注者と協議すること。

(2) 環境保全計画

- ア 本委託期間中、公害防止条件等の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画（別紙4参照）を作成し、令和10年3月1日までに発注者へ提出すること。
- イ 環境保全計画に基づき、公害防止条件等の遵守状況を確認すること。
- ウ 性能未達の場合（停止基準値を上回った場合）の対応については、別紙5に示すとおりである。
- エ 公害防止条件等の遵守状況について、当該年度終了後30日以内に発注者へその旨を文書で提出すること。

(3) 作業環境管理基準

- ア 本施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- イ 運営・維持管理に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- ウ 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、発注者と協議すること。

(4) 作業環境管理計画

- ア 本委託期間中、関係法令に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な別紙4及び別紙6に規定する測定項目・方法・頻度・時期等を基に作業環境管理計画を作成し、令和10年3月1日までに発注者へ提出すること。
- イ 作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- ウ 作業環境管理基準の遵守状況について、当該年度終了後30日以内に発注者へその旨を文書で提出すること。

10 情報管理業務

次に示す本施設の運営維持管理に関する情報管理を行い、日報、月報又は年報として発注者へ報告すること。

(1) 運転記録報告

ア 本施設のごみ搬入量、ごみ処理量、排出量（最終処分物、資源化物）、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、当該年度終了後 30 日以内に発注者に提出すること。

イ 運転記録関連データは、法令等で定める期間又は発注者との協議により決定した期間中、保管すること。

(2) 点検・検査報告

ア 本施設の点検・検査計画及びその結果を記載した報告書を作成し、当該年度終了後 30 日以内に発注者へ提出すること。

イ 点検・検査関連データは、法令等で定める期間又は発注者との協議により決定した期間中、保管すること。

(3) 補修報告

ア 補修計画及びその結果を記載した報告書を作成し、当該年度終了後 30 日以内に発注者へ提出すること。

イ 補修関連データは、法令等で定める期間又は発注者との協議により決定した期間中、保管すること。

(4) 環境管理報告

ア 環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、当該年度終了後 30 日以内に発注者へ提出すること。

イ 環境管理関連データは、法令等で定める年数又は発注者との協議により決定した期間中、保管すること。

(5) 作業環境管理報告

ア 作業環境管理計画に基づき計測した作業環境管理状況を記載した報告書を作成し、当該年度終了後 30 日以内に発注者へ提出すること。

イ 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は発注者との協議により決定した期間中、保管すること。

(6) 施設情報管理

ア 本施設に関するマニュアル、図面等を本委託期間にわたり適切に管理すること。

イ 補修、機器更新、改良保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、

各種マニュアル(取扱説明書等を含む。)、図面等を速やかに変更すること。

ウ 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、令和 10 年 3 月 1 日までに発注者へその旨を文書又はメール等で提出すること。

なお、各種マニュアルの変更が生じた場合、発注者へ速やかに提出すること。

エ 工事請負事業者が納品した施設パンフレットの増刷、改訂に要する費用は施設運営事業者の負担とする。

(7) その他管理記録報告

ア 本施設の設備・機器について管理記録すべき項目、又は施設運営事業者が自主的に管理記録する項目について、管理記録報告を作成し、当該年度終了後 30 日以内に提出すること。

イ 管理記録については、法令等で定める年数又は発注者との協議による年数保管すること。

11 余熱利用業務

(1) 基本事項

適切に余熱利用設備を維持管理し、安定した余熱利用を図ること。

(2) 場内への供給

本施設で発生した蒸気等の余熱利用については、電力、温水として本施設の工場棟に供給し、余剰電力については売電を行うことを基本とすること。

また、電気事業法の改正等に伴い、余剰電力の売電に変更が生じる場合は、発注者と施設運営事業者で協議し、対応を決定するものとする。

(3) 場外への供給

本施設において発電及び所内熱利用を行った後の余熱を利用して、秦野市が設置した「名水はだの富士見の湯」へ高温水を供給すること。

12 防災管理業務

(1) 二次災害の防止

災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

また、悪天候による施設への影響を未然に防止するため、気象情報提供サービスによる気象情報の入手を日常的に行うこと。

(2) 事故対応マニュアル

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事故発生時の対応マニュアル（以下「事故対応マニュアル」という。）を策定し、その内容に従って防災管理業務を実施すること。

事故対応マニュアルについては、緊急連絡の方法、関係機関への報告、事故後の対応等を記載するものとし、本施設の実態に即した記載内容とすること。

なお、事故が発生した場合は、次号(3)に定める緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を発注者に報告すること。

報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、発注者及び関係官庁等の必要な機関へ提出すること。

(3) 緊急対応マニュアル

緊急時（事故、災害、疫病等）、対応が適切かつ効果的に実施できるよう緊急対応マニュアルを策定すること。

緊急対応マニュアルには、連絡体制（平日・休日・夜間）、緊急時の対応フロー等を明記し、本施設の実態に即した記載内容とすること。

なお、緊急対応マニュアルについては、「(2)事故対応マニュアル」と兼ねることができる。同マニュアルについては、必要に応じて随時改定すること。

(4) 自主防災組織の整備

台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、発注者等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに発注者に報告すること。

(5) 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

また、防災訓練等の開催に当たっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。

13 その他関連業務

(1) 清掃

本施設の清掃計画を令和 10 年 3 月 1 日までに作成し、発注者の承諾を受けるものとする。この清掃計画に従って施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。

なお、清掃の範囲等は、別紙 7 に示すとおりである。

(2) 植栽管理

植栽管理計画を令和 10 年 3 月 1 日までに作成し、発注者の承諾を受けるものとする。この植栽管理計画に従って剪定・薬剤散布・水撒き等を行い、植栽を適切に管理すること。

なお、植栽管理の範囲等は別紙 2、施設内の樹木は別紙 8 に示すとおりである。

(3) 周辺管理

本施設に近傍の堰堤上部を対象に次の業務を行うこと。

ア 堰堤上部入口（別紙 2 に示す除草範囲）において、年 2 回以上の頻度で除草を行うこと。

イ 堰堤上部（別紙 2 に示す監視対象範囲）において、月 2 回以上の頻度で当該エリアに不審物や不法投棄の有無等がないかを確認し、発注者へ報告すること。

(4) 防犯・警備

機械警備にて防犯・警備を行うこと。

また、夜間、休日等の対応として、施設の戸締りを行い、第三者の進入防止に努めるものとする。

なお、機械警備の範囲等は、別紙 9 に示すとおりである。

(5) 展示品維持管理

玄関棟の来客者通路における展示品について、年 4 回以上の入替え（原則として年 4 回）及び管理を行うものとし、展示品の内容について発注者の事前承諾を得るものとする。

なお、展示内容については別紙 10 に示すとおりである。

別紙1 主要な業務

1 施設運営事業者が実施する業務

(1) 搬入管理業務

ア 受付管理

計量器室にて収集車、登録事業者、副資材及び回収物等の搬入・搬出車両の記録・確認・管理

イ 計量

(ア) 搬入車両の計量業務

(イ) 搬出車両の計量業務

(ウ) 計量記録の管理

ウ 搬入車両の案内・指示

計量器室で搬入・搬出車両の誘導・指示

エ 料金徴収

計量器室における料金徴収業務及び指定金融口座への入金業務

なお、別途、発注者が指示する方法により指定公金事務取扱者として対応すること。

オ ごみの収集・搬入管理

(ア) 善管注意義務をもった搬入ごみの監視

(イ) プラットホームでの車両の誘導・指示

(ウ) 廃棄物の搬入者に対するプラットホーム内での搬入物検査

(エ) 搬入された廃棄物の搬入管理(処理不適物については発注者へ報告、引渡し)

(2) 運転管理業務

ア 運転計画の作成

(ア) 年度別の計画処理量に基づく本施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画の作成(発注者への報告)

(イ) 年間運転計画に基づく月間運転計画の作成(発注者への報告)

(ウ) 年間運転計画、月間運転計画に変更が生じた場合の発注者への報告、計画の変更

イ 運転管理マニュアルの作成

(ア) 本施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づく運転管理マニュアルを作成(発注者へ報告)

(イ) 策定した運転管理マニュアルを本施設の運転に合わせて随時改善

ウ 搬入物の性状分析

本施設に搬入された廃棄物の性状についての定期的な分析・管理

- エ 本施設の運転（適正処理）
 - (ア) 事業契約書、本要求水準書、関係法令、公害防止条件を遵守した運転
 - (イ) 本施設の運転操作・運転監視
 - (ウ) 設備・機器の日常点検業務、運転員のダイオキシン類安全対策及び運転業務に係る必要な管理
- オ 焼却灰等の処理物の貯留・引渡し

本施設内において焼却灰等を貯留し、搬出車へ積み込み
- カ 不適物（焼却処理不適物）の貯留・引渡し

本施設内において不適物を貯留、発注者へ引渡し
- キ 搬出物の性状分析
 - (ア) 本施設から搬出される飛灰処理物、処理不適物の量についての計量・管理
 - (イ) 本施設から搬出される飛灰処理物、処理不適物の性状についての定期的な分析・管理
- ク 運転管理記録の作成

本施設の運転に関する運転管理記録の作成（発注者へ報告）

 - (ア) ごみ搬入量及び用役使用量等の記録
 - (イ) 各種計測の記録
 - (ウ) 運転記録、日報・月報・年報等の書類作成
 - (エ) 本施設の点検・保守等の記録
- ケ 電気・上下水道料金の支払い

電気、上下水道の使用料金（基本料金、従量料金）の支払い
- コ 燃料・油脂類の調達管理

本施設の運転に必要な LPG・油脂類の調達、取替え、管理（調達については、焼却炉立上げ・立下げなどに用いる白灯油を除く。）
- サ 薬品類の調達管理業務

本施設の運転に必要な薬品類の調達、取替え、管理
- シ その他副資材の調達管理業務

その他副資材の調達、取替え、管理
- (3) 維持管理業務
 - ア 備品・物品・用役の調達管理

年間運転計画、月間運転計画に基づき、必要な備品・物品・用役の調達計画、取替え、管理
 - イ 本施設の機能維持

本委託期間中にわたり本施設の基本性能を維持し、公害防止条件を遵守する。
 - ウ 維持管理マニュアルの作成

維持管理マニュアルの作成（発注者へ報告）
 - エ 維持管理計画書の作成（点検・検査、補修、更新）
 - (ア) 本委託期間を通じた維持管理計画及び年度別の維持管理計画を作成（発注者

へ報告)

(イ) 年度毎の維持管理状況を考慮し、維持管理計画を更新（発注者へ報告）

オ 保守点検・補修業務

維持管理マニュアル、維持管理計画書に基づいた本施設の状況を考慮した保守点検・補修

カ 機器更新業務

維持管理マニュアル、維持管理計画書に基づいた本施設の状況を考慮した機器更新

キ 法定点検の実施

本要求水準書に基づいた法定点検の実施（発注者への報告）

ク 建屋の点検・補修

維持管理マニュアル、維持管理計画書に基づき、建屋の状況を考慮した建屋の点検補修、排ガス表示盤の管理、付帯設備等の管理

ケ 建築設備の点検・補修

維持管理マニュアル、維持管理計画書に基づき、建築設備の状況を考慮した建築設備の点検・補修

コ 外構施設の点検・補修

維持管理マニュアル、維持管理計画書に基づき、外構施設の状況を考慮した外構施設の点検・補修

サ 精密機能検査

定期的に精密機能検査を実施

シ 本施設の清掃

清掃計画を作成し、清掃計画に基づいた本施設内の清掃

ス 安全衛生管理・作業環境管理

(ア) 安全衛生管理体制の構築

(イ) 作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書の作成・報告

(ウ) 作業行動の安全確保を図るため、安全作業マニュアルを作成

(4) 環境管理業務

ア 環境保全計画の作成

環境保全基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた環境保全計画の作成（発注者へ報告）

イ 環境保全に係る計測、分析

本要求水準書にて規定する公害防止条件に基づいて、環境保全計画書に定める項目の計測及び分析の実施（発注者へ報告）

ウ 作業環境管理計画の作成

作業環境管理基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法測定頻度及び測定時期を定めた作業環境管理計画の作成（発注者へ報告）

エ 作業環境管理に係る計測、分析

本要求水準書にて規定する作業環境管理基準に基づき、作業環境管理計画書に定める項目の計測及び分析の実施（発注者へ報告）

(5) 情報管理業務

ア 運転管理記録の報告

ごみ搬入量、焼却灰・飛灰処理物及び処理不適物の排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報を記載した運転管理報告書の提出（発注者へ報告）及び運転記録関連データの保管

イ 点検・検査報告

点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書の提出（発注者へ報告）及び点検・検査関連データの保管

ウ 補修・更新報告

補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書の提出（発注者へ報告）及び補修、更新関連データの保管

エ 環境管理報告

環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書の提出（発注者へ報告）及び環境管理関連データの保管

オ 作業環境管理報告

作業環境計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書の提出（発注者へ報告）及び作業環境管理関連データの保管

カ 施設情報管理

各種マニュアル、図面等の管理、補修、更新、改良保全等による施設変更が生じた場合の各種マニュアル、図面等の変更

(6) 余熱利用業務

ア 場内（本施設）への供給

(ア) 本施設で発生した蒸気により、本施設内への温水・電力供給

(イ) 余剰電力の売電（売電に伴う収益は発注者に帰属）

イ 本施設外への熱供給

発注者の指示に従う

(7) 防災管理業務

ア 事故対応マニュアルに基づいた対応の実施

イ 緊急対応マニュアルの作成

ウ 自主防災組織の整備

エ 防災訓練の実施

オ 事故報告

(8) その他関連業務

ア 各種関係団体への報告

発注者が行う報告書作成・報告への協力

イ 見学対応

発注者が行う見学対応の協力(通常の見学対応は施設運営事業者が行う。)

ウ 地元対応

発注者が行う地元対応への協力

エ 安全衛生管理

- (ア) 施設運営事業者の管理区分における安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保
- (イ) 安全作業の手順を定め作業行動の安全に努め、作業状況に応じて随時手順の改善

オ 防犯・警備

施設内(施設運営事業者の業務範囲)の防犯・警備

カ 管理諸室系の清掃

施設内(施設運営事業者の業務範囲)の定期的な清掃

キ 緑化・植栽

本施設の植栽の手入れ

ク 事務用備品・消耗品の調達

運営事務所内の備品・消耗品の調達

ケ 施設運営上必要な保険への加入

労災保険、第三者賠償保険等、施設運営事業者が必要となる保険への加入(運営事業における雇用者に対する労災保険及び第三者への賠償保険の付保等)

2 発注者が実施する業務

(1) 運転管理業務

ア ごみ処理計画作成

年度別のごみ処理計画に基づき、収集・搬出計画の策定

イ 本工事の期間中における外部へのごみ搬出・運搬業務

ウ 焼却灰等の搬出・運搬業務

施設運営事業者から引渡された焼却灰等の搬出・運搬

エ 処理不適物の搬出・運搬業務

施設運営事業者から引渡された処理不適物の搬出・運搬

オ 焼却灰等の資源化・埋立処分業務

焼却灰等の資源化又は埋立処分

カ 処理不適物の処分

処理不適物の処分

キ 本施設に必要な白灯油の調達・供給

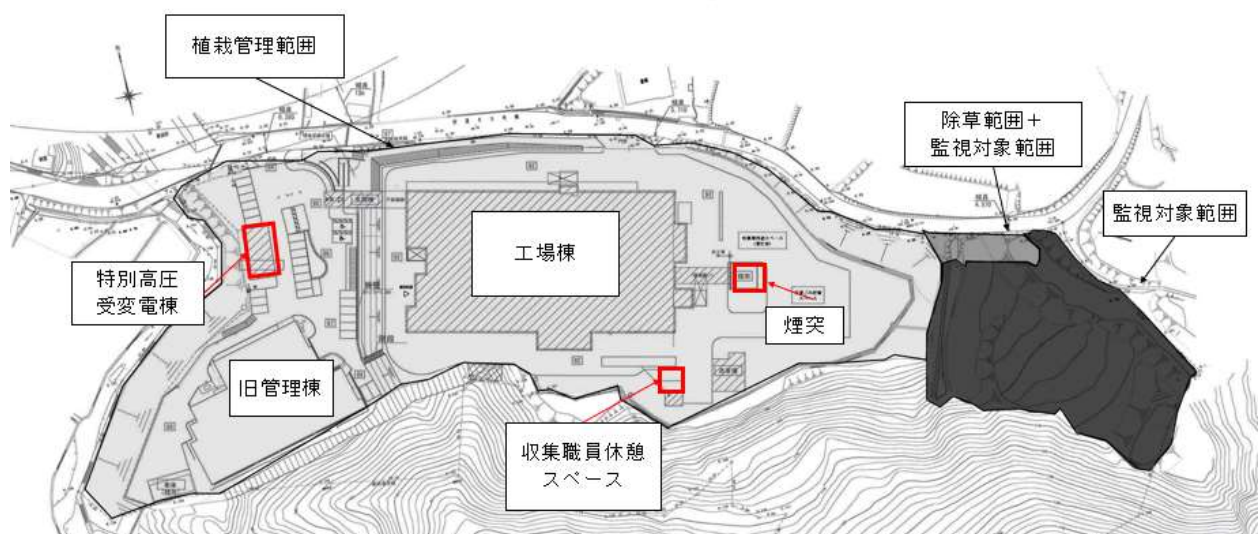
(2) モニタリング

ア 本施設の運営状況のモニタリング

施設運営事業者からの報告事項を基に、本施設の運営状況の適切性を監視

- イ 周辺環境のモニタリング
 - 必要に応じて実施する周辺環境の監視測定
- (3) その他関連業務
 - ア 各種関係団体への報告
 - 報告書作成業務及び報告
 - イ 行政等による視察への応対
 - ウ 地元対応
 - エ 安全衛生管理
 - 発注者の管理区分における安全衛生管理体制に基づく安全衛生管理
 - オ 施設運営上必要な保険への加入
 - 施設所有者として火災保険及び機械的・電氣的事故に対する機械保険の付保

別紙2 運営・維持管理業務エリア図



別紙3 本施設の運営に関わるユーティリティの費用負担

本施設のユーティリティについては、次の費用負担とする。

1 電力

本施設において使用する電力（発注者管理部門の使用分も含む。）については、発注者が契約し、その費用は施設運営事業者が負担すること。

余剰電力の売電に係る収益は、発注者に帰属する。

なお、電気事業法の改正等に伴い、余剰電力の売電に変更が生じる場合は、発注者と施設運営事業者とで協議を行い、対応を決定することとする。

2 上下水道

本施設において使用する上下水道については、発注者が契約し、施設運営事業者が上水を調達及び下水道へ放流すること。

本施設で使用する上下水道使用料は、施設運営事業者の費用負担とすること。

3 井水

本施設において使用する井水については、発注者が管理する取水場から施設運営事業者が調達すること。

なお、本施設で使用する井水に係る地下水利用協力金は、施設運営事業者の費用負担とすること。

4 燃料

本施設において使用する白灯油については、発注者が調達する。

また、本施設において使用する LPG 及びその他の燃料については、施設運営事業者が調達し、費用負担すること。

5 薬剤

本施設において使用する薬剤については、施設運営事業者が調達し、費用負担すること。

別紙 4 本施設の稼動に係る計測項目（環境保全計画）

測定項目		測定場所※ 1	計測頻度	
			分析	常設計器監視
ごみ処理	ごみ質	ホッパーステージ	12 回/年 ※ 2	—
	二次燃焼室燃焼ガス温度	燃焼室出口	—	連続
	集じん器入口ガス温度	集じん器入口	—	連続
排ガス	ばいじん	煙突	6 回/年	連続
	塩化水素		6 回/年	連続
	窒素酸化物		6 回/年	連続
	硫黄酸化物		6 回/年	連続
	カドミウム		6 回/年	—
	弗素		6 回/年	—
	鉛		6 回/年	—
	アンモニア		6 回/年	—
	シアン化合物		6 回/年	—
	二酸化硫黄		6 回/年	—
	硫化水素		6 回/年	—
	水銀		2 回/年	—
	ダイオキシン類		2 回/年	—
	一酸化炭素		2 回/年	連続
排水	生活環境項目 1	放流水槽	1 回/月	—
	生活環境項目 2		1 回/年	—
	有害項目			
主 焼 灰 却	熱しゃく減量	1号炉・2号炉 主灰出しコンベヤ	12 回/年	—
	溶出試験		1 回/年	—
	ダイオキシン類		2 回/年	—
処理物 飛灰	溶出試験	飛灰処理 設備	1 回/年	—
	ダイオキシン類※ 1		2 回/年	—

測定項目		測定場所※ 1	計測頻度	
			分析	常設計器監視
騒音	6 : 0 0 ~ 8 : 0 0	敷地境界 2箇所	2回／年	—
	8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0			
	1 8 : 0 0 ~ 2 3 : 0 0			
	2 3 : 0 0 ~ 6 : 0 0			
振動	8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	敷地境界 2箇所	2回／年	—
	1 9 : 0 0 ~ 8 : 0 0			
境 作 基 業 準 環	ダイオキシン類	炉室	2回／年	—
	ヒドラジン濃度	炉室	2回／年	—
悪臭	臭気指数	敷地境界 風下2箇所	2回／年	—

※ 1 測定場所については、引渡性能試験に準じるほか、発注者の指示によるものとする。

※ 2 元素分析を含む。

別紙5 性能未達の場合の対応

1 停止基準

施設運営事業者による本施設の運営において、環境面で要求性能を発揮しているか否かの判断基準として、停止基準を設定する。

停止基準とは、平常運転時にその基準を上回ると、施設を停止しなくてはならない基準である。

停止基準に起因する長期の施設停止により焼却処理ができない場合は、発注者がこれに代わる処理方法等の検討を行って処理を実施し、これに係る費用は施設運営事業者の負担とする。

2 対象項目

停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類及び水銀とする。

3 基準値及び判定方法

停止基準の基準値を上回っているか否かの判定方法は、次表に示すとおりとする。

排ガス中の物質濃度（酸素濃度 12% 換算値 煙突出口において遵守すべき基準）

区分	物質	停止基準	
		基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん【g/m ³ _N 】	0.01	1時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物【ppm】	30	
	塩化水素【ppm】	30	
	窒素酸化物【ppm】	50	
	一酸化炭素【ppm】	100	1時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。
		30	4時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類【ng-TEQ/m ³ _N 】	0.05	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この2回の追加測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	水銀【μg/m ³ _N 】	50	

※ 上記は全て乾きガス基準

4 停止後の対応

本施設が停止基準に基づき、稼働を停止した場合、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。ただし、停止基準を上回った理由が、測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、発注者の承諾を得たうえで、(2)及び(5)の手順を省略することができる。

なお、発注者による復旧計画の承諾、本施設の改善作業の完了の確認等に際し、施設運営事業者は専門的な知見を有する有識者等にアドバイスを求めることができるものとする。

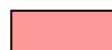
- (1) 本施設が停止基準を上回るに至った原因と責任の究明
- (2) 施設運営事業者による本施設の復旧計画の提案（発注者による承諾）
- (3) 本施設の改善作業への着手
- (4) 本施設の改善作業の完了確認（発注者による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 本施設の運転データの確認（発注者による確認）
- (7) 本施設の使用再開
- (8) 使用再開後の発注者への詳細報告、情報提供、各種協力

別紙6 本施設の稼働に係る計測項目（作業環境管理計画）

項目	備考
ダイオキシン類	廃棄物処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
ヒドラジン濃度	ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン－水和物による健康障害を防止するための指針

別紙7 清掃範囲について

清掃業務の範囲は次のとおりとする。



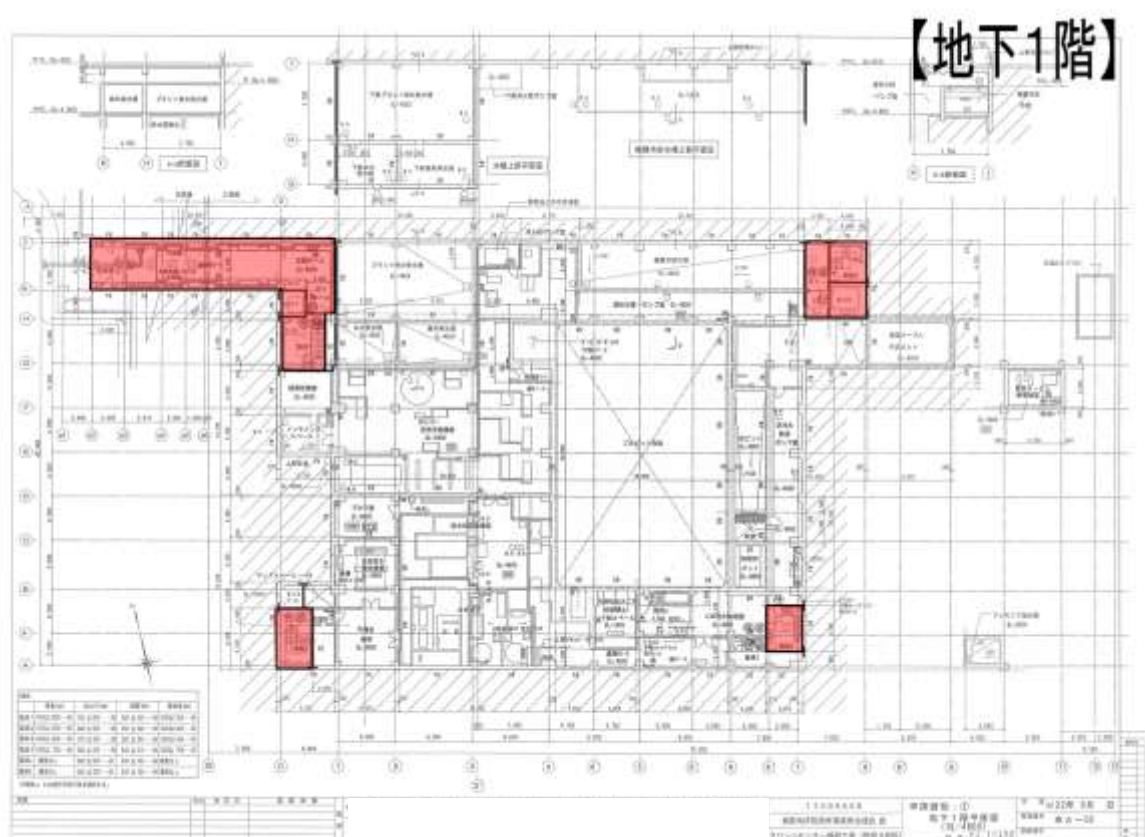
業務エリア（日常清掃）

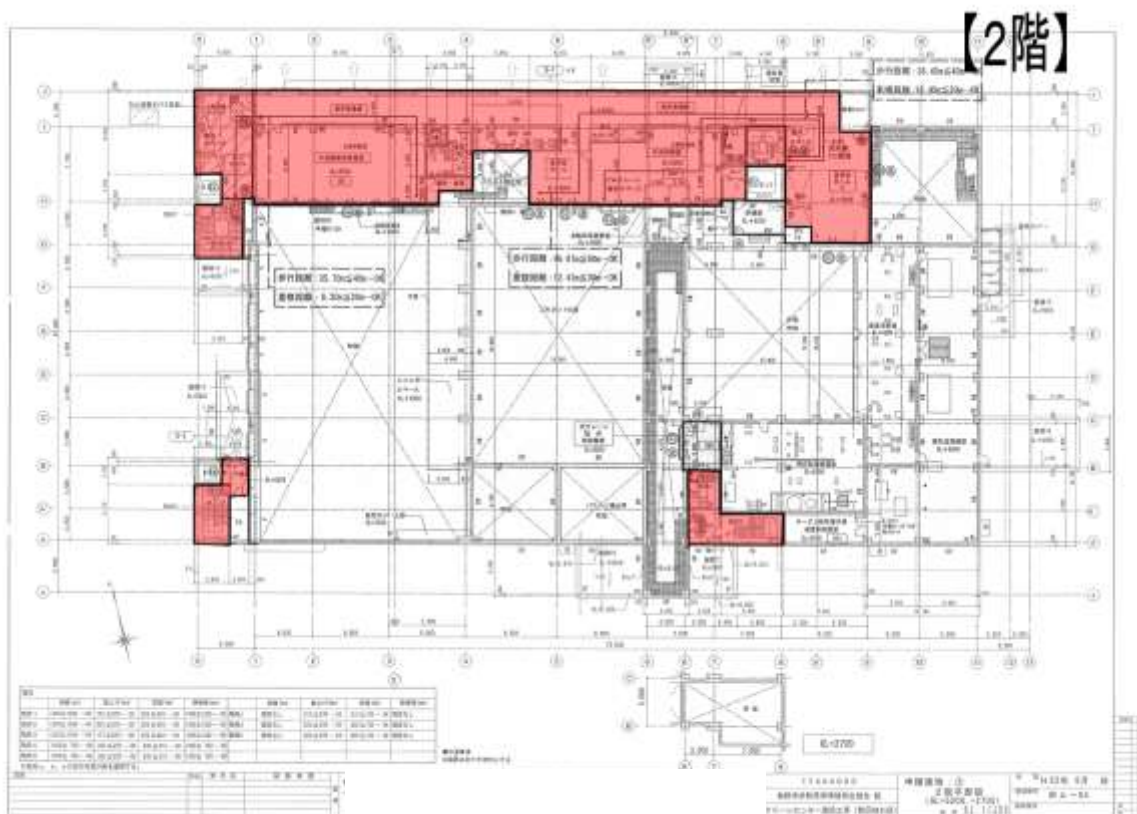
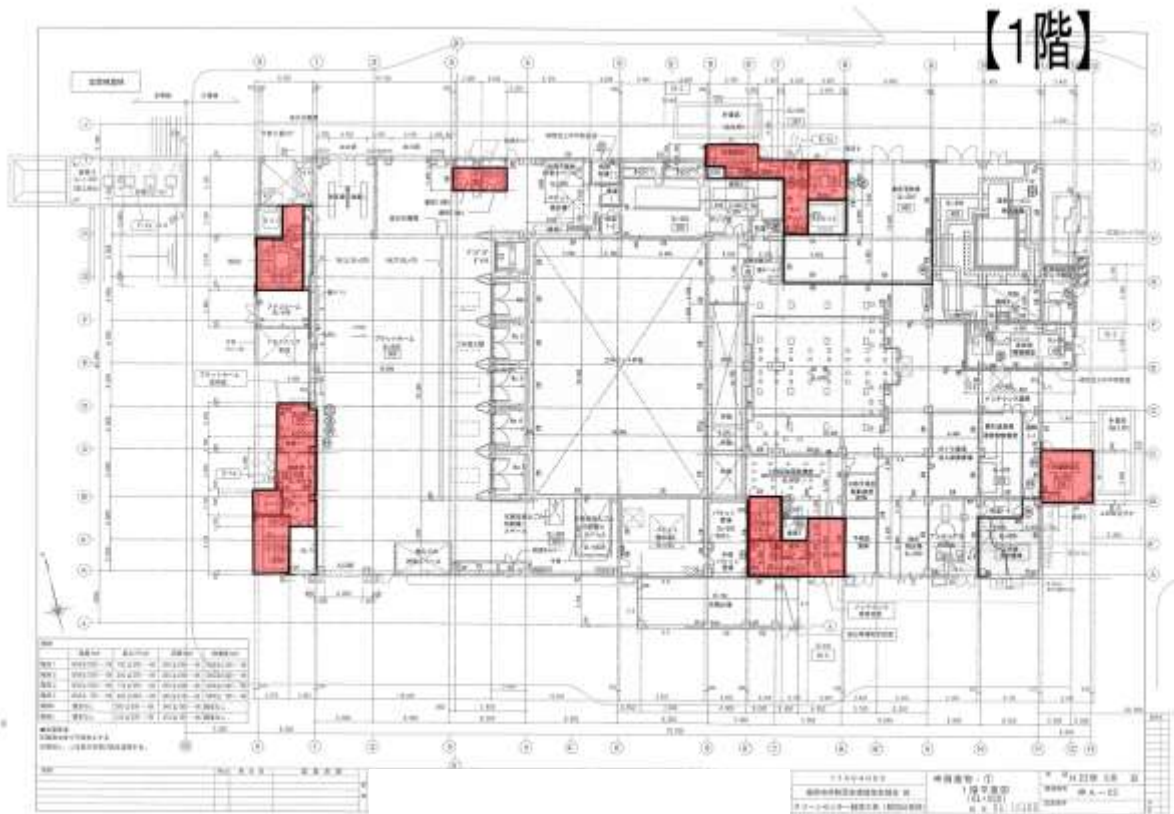


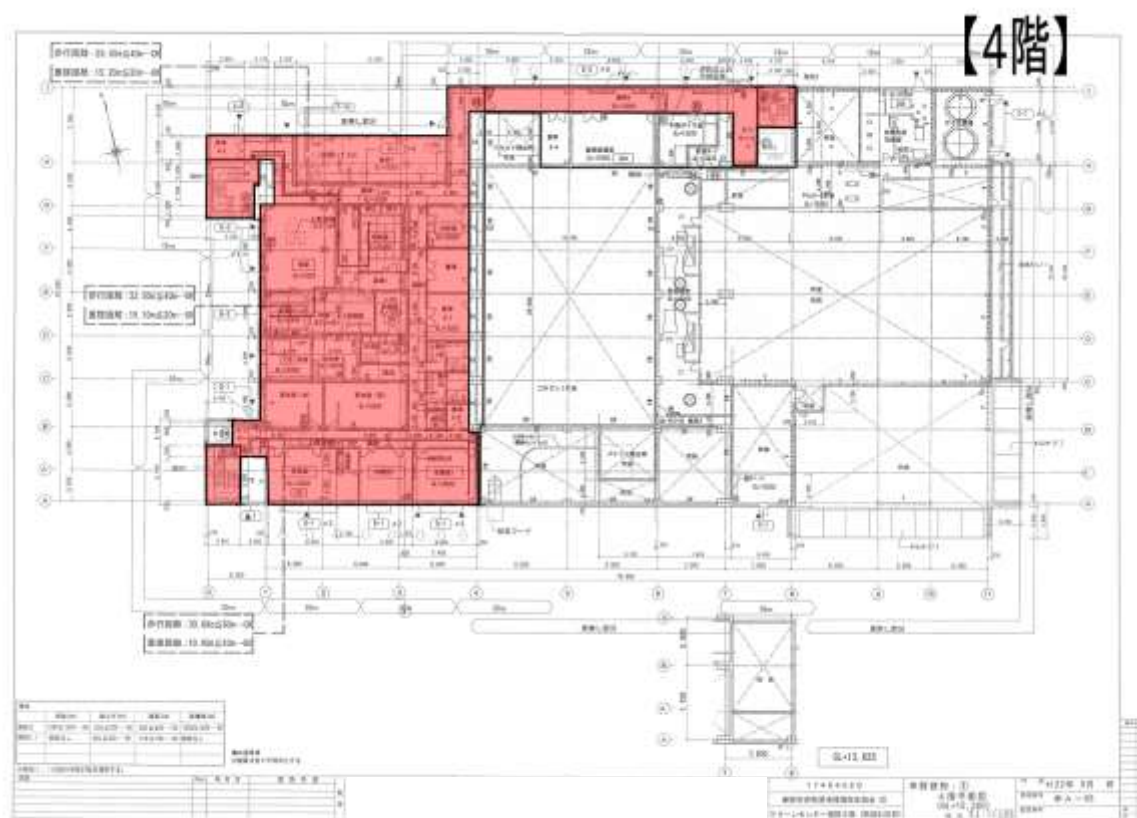
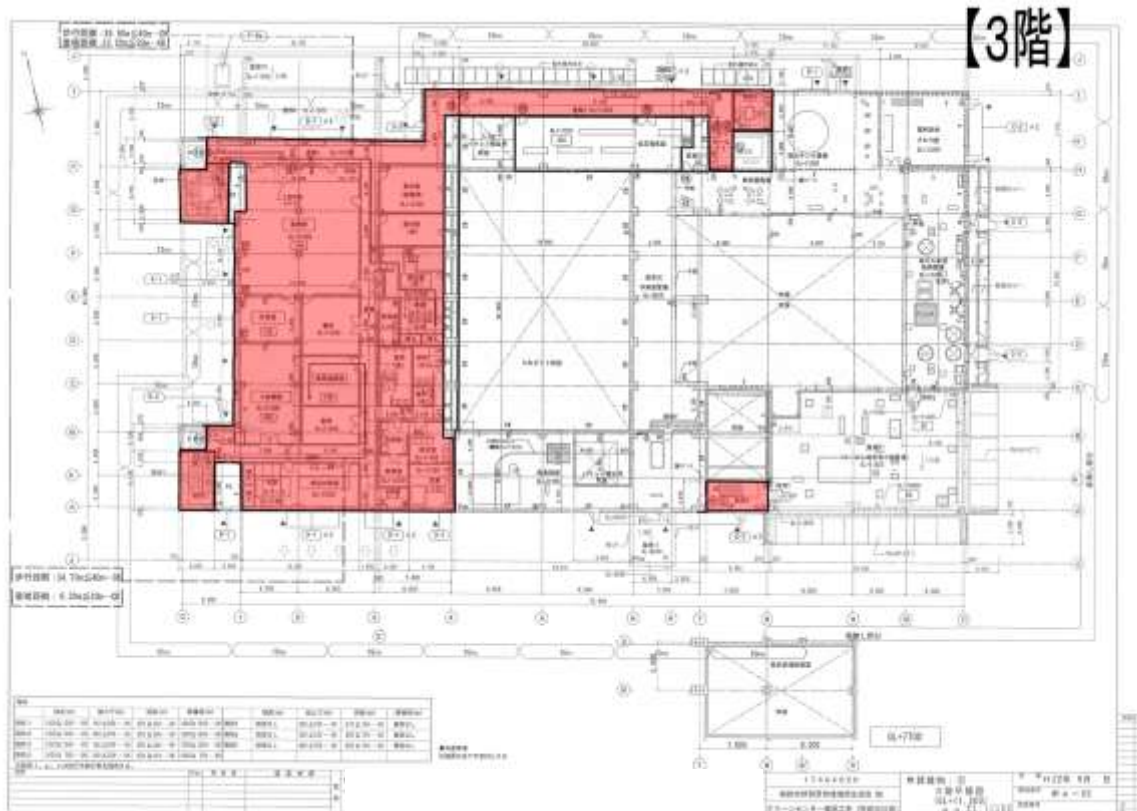
業務エリア（週1回程度清掃）

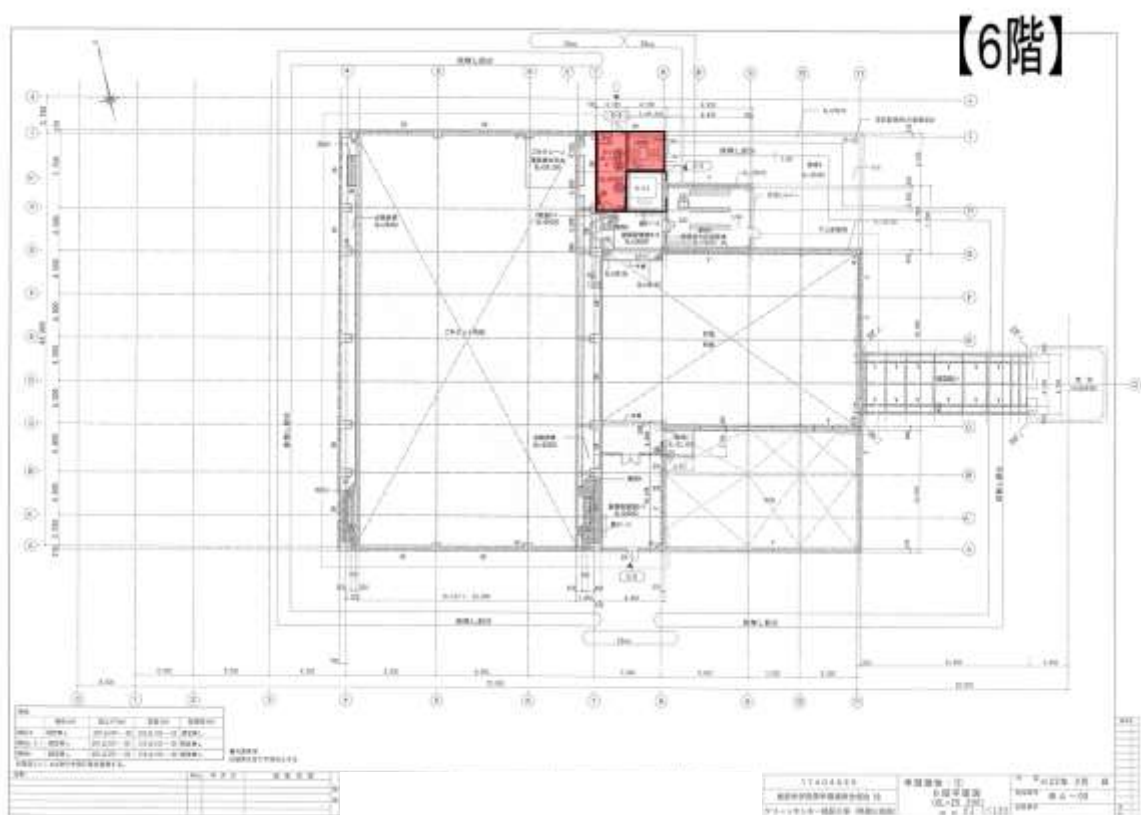
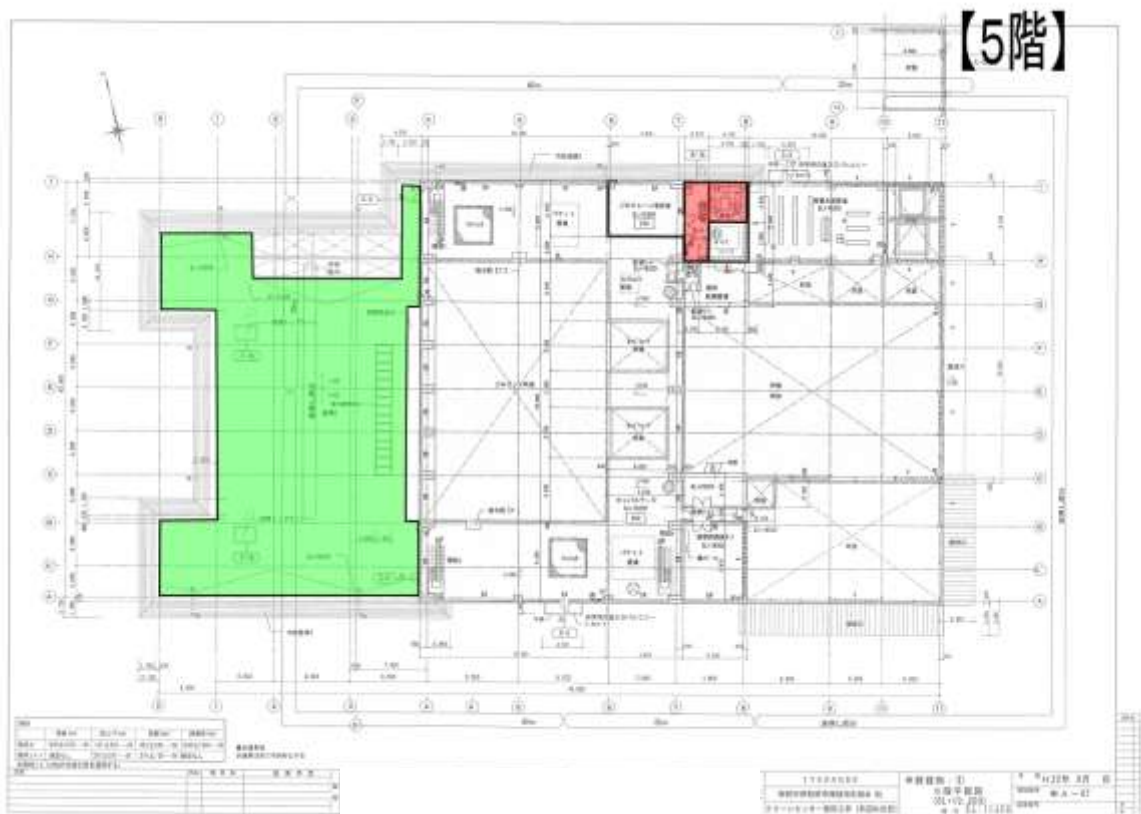
1 はだのクリーンセンター工場棟内

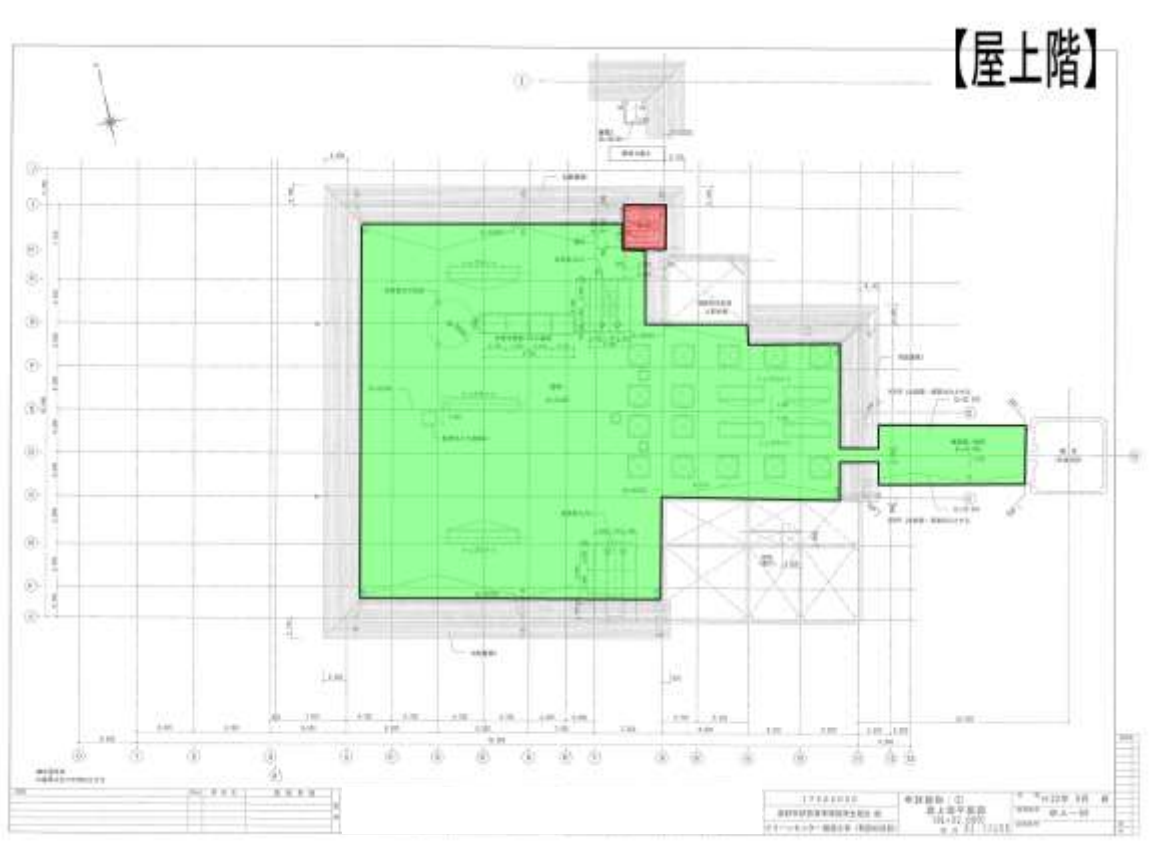
(1) 日常清掃等範囲











(2) 定期清掃範囲

(1)の日常清掃範囲とし、弾性床（畳を除く。）についてはワックス塗布を行うこと。

また、施設外壁窓ガラスについても拭取り清掃を行うこと。

2 秦野衛生センター(旧管理棟)

屋上について、概ね週1回程度の清掃を実施すること。

また、施設外壁窓ガラスについても拭取り清掃を行うこと。

3 施設敷地内

別紙2の植栽管理範囲とする。

別紙8 はだのクリーンセンター施設内樹木一覧

はだのクリーンセンター施設内樹木一覧

区分	樹木名	本数					備考
		建設時		既存		合計	
		施工者	組合	施工者	組合		
中木	キンモクセイ	7本	4本	6本	0本	17本	既存分移し替え
	栗の木	0本	0本	2本	0本	2本	既存分移し替え
	ベニカナメモチ	32本	0本	0本	0本	32本	
	ナツツバキ	3本	0本	0本	0本	3本	
	ハナミズキ(白)	2本	0本	0本	2本	4本	衛生センター既存2本
	山桜	0本	4本	0本	0本	4本	
	クスノキ	0本	4本	0本	0本	4本	
	柿の木	0本	0本	0本	2本	2本	衛生センター既存
	カイズカイブキ	0本	0本	0本	44本	44本	衛生センター既存
	ヤマモモ	0本	0本	0本	1本	1本	衛生センター既存
低木	クチナシ	52株	7株	0株	0株	59株	
	アジサイ	60株	10株	0株	0株	70株	
	ジンチョウゲ	49株	6株	0株	0株	55株	
	ドウダンツツジ	247株	31株	0株	0株	278株	
	サツキ	840株	0株	0株	10株	850株	衛生センター既存約10株
	サツキ(玉物)	60株	0株	0株	0株	60株	
	あおき	0株	10株	0株	0株	10株	
地被類	コウライ芝	1115㎡	363㎡	0㎡	0㎡	1478㎡	
	芝桜	489㎡	0㎡	0㎡	0㎡	489㎡	
その他	ヒラドツツジ	828株	0株	0株	0株	828株	
	フィルヤブラン	315株	0株	0株	0株	315株	
	ツルマンネングサ	28.5㎡	0㎡	0㎡	0㎡	28.5㎡	
	カロライナジャスミン	42株	0株	0株	0株	42株	
	花壇	0㎡	75㎡	0㎡	0㎡	75㎡	サザンカ・桔梗

※ 既存のケヤキについては自然樹形を楽しむ種類であるため原則対象外とするが、安全面等、手入れが必要とされる場合には発注者と施設運営事業者協議の上で必要な作業を行う。

別紙9 機械警備範囲について

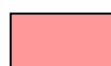
機械警備業務の範囲は、次に示すとおりとする。

1 はだのクリーンセンター

地下1階玄関、1階職員用玄関、2階見学者スペース、3階事務所室を機械警備すること。

2 秦野衛生センター(旧管理棟)

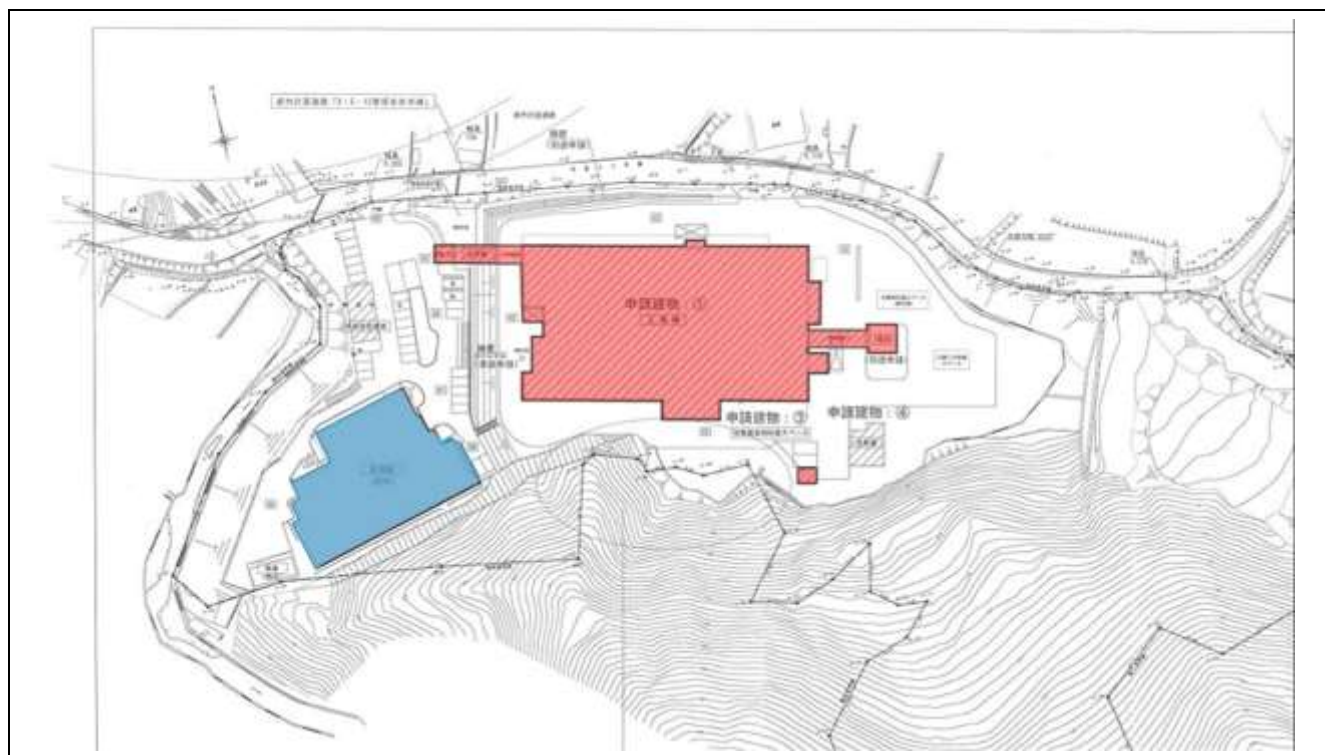
1階からの進入経路を機械警備すること。



はだのクリーンセンター



秦野衛生センター（旧管理棟エリア）

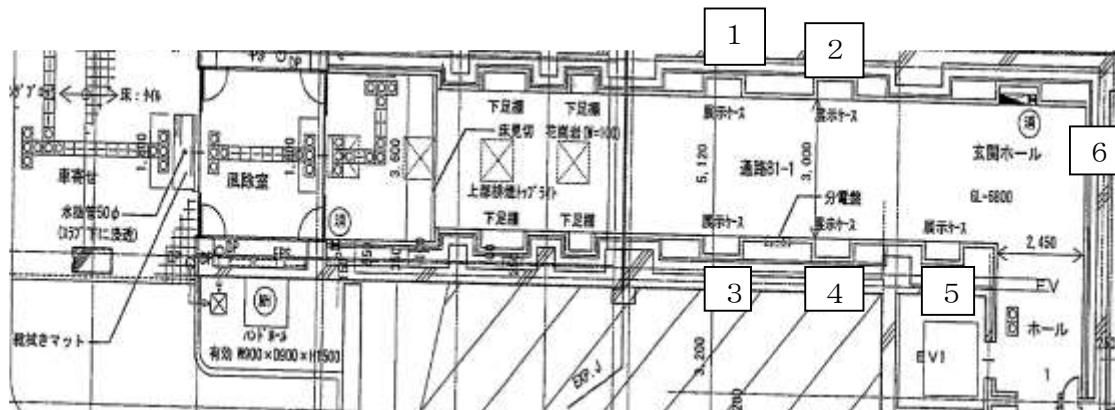


別紙 10 展示品維持管理業務について

展示内容は、次に示すとおりとする。

業務場所

はだのクリーンセンター 地下1階 玄関棟



場所	展示する内容
1	伊勢原市の観光物産品等、広く周知すべき物品の展示
2	伊勢原市の観光物産品等、広く周知すべき物品の展示
3	秦野市の観光物産品等、広く周知すべき物品の展示【秦野市観光協会管理場所】
4	秦野市及び伊勢原市の公認キャラクターグッズや生花等を展示【共用管理場所】
5	秦野市の観光物産品等、広く周知すべき物品の展示
6	秦野市及び伊勢原市の観光ポスター等、広く周知すべき物品の掲示【共用管理場所】